



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年10月7日金曜日 第2308号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

休猟区の指定.....	864
特定鳥獣に係る捕獲等を行うことができる区域の指定.....	867
特定猟具使用禁止区域の指定.....	868
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	870
指定障害福祉サービス事業を行う事業者の所在地の変更.....	870
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	870
指定相談支援を行う事業所の名称及び所在地の変更.....	871
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	871
開発行為に関する工事の完了.....	871
道路の区域変更(県道長浜中村線).....	871
道路の区域変更(県道大洲野村線).....	871
道路の供用開始( " ).....	872
道路の供用開始(県道大洲野村線).....	872

### 公営企業公告

医療機器の借入れ.....	872
---------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1178号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定する。

平成23年10月7日

愛媛県知事 中村時広

名称	区域	存続期間
東山休猟区	四国中央市土居町野田の松山自動車道と大地川左岸との交点を起点とし、ここから同川左岸を上流に進み、同川と林道野田線終点との交点に至る。ここから赤星山に至る山道を南に進み、赤星山三角点(1,453.2メートル)に至る。ここから同市富郷町津根山と同市土居町浦山との境界をほぼ北西に進み、古子川に出て、同川右岸を下流に進み、同自動車道との交点に至る。ここから同自動車道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成23年11月1日から平成26年10月31日まで
辺地床休猟区	四国中央市新宮町馬立の県道川之江大豊線と市道新瀬川線の交点を起点とし、ここから同市道をほぼ南東ないし東に進み、秋田部落で新瀬川に出て、同川左岸を上流に進み、愛媛県と徳島	同上

	県との境界に至る山道に至り、ここから同山道をほぼ北東に進み、同境界に至る。ここから同境界をほぼ南ないし南西に進み、剣ノ山三角点(1,105.6メートル)を経て、更に同境界を南ないし南西に進み、三傍示山三角点(1,157.8メートル)を経て、更に同境界を南に進み、愛媛県と徳島県と高知県との境界の交点に至る。ここから愛媛県と高知県との境界を西に進み、笹ヶ峰を経て、更に同境界をほぼ南西に進み、同県道の笹ヶ峰隧道上に至る。ここから同隧道上を北西に進み、同県道に出て、同県道をほぼ北西ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	
三角寺休猟区	四国中央市妻鳥町と同市下柏町との境界と国道11号との交点を起点とし、ここから同国道を東ないし北東に進み、国道192号との交点に至り、ここから同国道を東に進み、県道川之江大豊線との交点に至る。ここから同県道をほぼ南に進み、市道掘切線との交点に至り、ここから同市道を掘切峠に向かって進み、同峠で同市金田町と同市新宮町との境界に至る。ここから同境界を南西に進み、平石山三角点(825.6メートル)を経て、同市金田町と同市金砂町と同市新宮町との境界の交点に至る。ここから同市金田町と同市金砂町との境界を北に進み、同市金田町と同市上柏町と同市金砂町との境界の交点に至る。ここから同市金田町と同市上柏町との境界を北西に進み、同市金田町と同市上柏町と同市妻鳥町との境界の交点に至る。ここから同市妻鳥町と同市上柏町と同市下柏町との境界の交点に至る。ここから同市妻鳥町と同市下柏町との境界を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上
中村・秋生休猟区	新居浜市泉川の国道11号と市道駅裏角野線との交点を起点とし、ここから同市道を南に進み、県道新居浜別子山線に出る。ここから同県道を西に約50メートル進み、市道山根坂の本線との	同上

	<p>交点に至り、ここから同市道を南に進み、市道坂の本立川線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南に進み、龍川橋を経て、同県道に出る。ここから同県道をほぼ南に進み、鹿森ダムえん堤の東端に至る。ここから同えん堤を西に進み、同えん堤西端から稜線を南西に進み、土の峠（508.9メートル）を経て、更に稜線を南西に進み、辻ヶ峰三角点（957.9メートル）を経て、更に稜線を南西に進み、通称ハナゾレに至る。ここから同市大生院と同市萩生との境界をほぼ北に進み、同市川口で渦井川右岸に出て、同川右岸を下流に進み、渦井川橋東端で同国道との交点に至り、ここから同国道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域のうち、治良丸特定猟具使用禁止区域の区域を除いた区域</p>			<p>の区域を除いた区域</p>	
<p>中之池休 猟区</p>	<p>西条市下津池の谷川と吉居川との合流点を起点とし、ここから同右岸を上流に進み、民有林と国有林との境界に至る。ここから同境界をほぼ南に進み、石鎚山系鳥獣保護区界との交点に至り、ここから同区界を南西に進み、桂谷に至る。ここから同谷を北西に進み、谷川に出て、同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>大島南休 猟区</p>	<p>今治市吉海町と同市宮窪町の大島の区域のうち、国道317号（自動車専用道路でない区間）及びその延長線で分断される南側の区域</p>	<p>同 上</p>
<p>吉岡休 猟区</p>	<p>西条市旦之上の県道今治丹原線の庄内橋北端を起点とし、ここから同県道を南東に進み、同市安用（旧東予市）と同市丹原町高知（旧周桑郡丹原町）との境界に至る。ここから同境界をほぼ南西に進み、西川根部落に続く通称西川根奥谷との交点に至る。ここから稜線を北西に進み、大明神川及び林道河之内本線の本谷温泉源泉取水管を設置している小橋に至る。ここから宝池の公団造林地に続く稜線を北西に進み、同造林地に至る。ここから稜線をほぼ北西に進み、木地屋敷を経て、更に同稜線を北西に進み、林道河之内支線に出る。ここから同林道をほぼ北西に進み、同市河之内と同市黒谷との境界に至る。ここから同境界を東ないし北東に進み、同林道に出る。ここから同林道をほぼ南東に進み、花ヶ成川に出る。ここから同川左岸を下流に進み、同市河之内の国山部落で大明神川との合流点に至る。ここから同川左岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域のうち、本谷公園特定猟具使用禁止区域</p>	<p>同 上</p>	<p>大久保休 猟区</p>	<p>伊予市双海町上灘の国道378号と県道内子双海線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ南東に進み、市道本郷東越線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南東に進み、林道東越線との交点に至り、ここから同林道を南ないし北西に進み、林道牛ノ峰線との交点に至る。ここから同林道をほぼ南に進み、伊予市と喜多郡内子町との境界に至り、ここから同境界を南西に進み、伊予市と内子町と大洲市との境界の交点に至る。ここから伊予市と大洲市との境界を西に進み、県道串内子線に出る。ここから同県道を同国道に向かって進み、同国道に出て、同国道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
	<p>交点に至り、ここから同市道を南に進み、市道坂の本立川線との交点に至る。ここから同市道をほぼ南に進み、龍川橋を経て、同県道に出る。ここから同県道をほぼ南に進み、鹿森ダムえん堤の東端に至る。ここから同えん堤を西に進み、同えん堤西端から稜線を南西に進み、土の峠（508.9メートル）を経て、更に稜線を南西に進み、辻ヶ峰三角点（957.9メートル）を経て、更に稜線を南西に進み、通称ハナゾレに至る。ここから同市大生院と同市萩生との境界をほぼ北に進み、同市川口で渦井川右岸に出て、同川右岸を下流に進み、渦井川橋東端で同国道との交点に至り、ここから同国道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域のうち、治良丸特定猟具使用禁止区域の区域を除いた区域</p>		<p>日野浦休 猟区</p>	<p>上浮穴郡久万高原町中黒岩の県道柳谷美川線と国道33号との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ南に進み、旧美川村と旧柳谷村との境界に至り、ここから同境界をほぼ西に進み、栗見原三角点（1,491.2メートル）を経て、更に同境界を北西に進み、美川スキー場特定猟具使用禁止区域界に至り、ここから同区域界をほぼ北ないし北東に進み、同県道に出て、同県道を北東ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>

<p>柳井川休 獵区</p>	<p>上浮穴郡久万高原町柳井川の龍宮橋南端を起点とし、ここから黒川右岸を上流に進み、小黒谷川との合流点を経て、更に黒川右岸を上流に約4キロメートル進み、同川を横断し、国道440号と県道柳谷美川線との交点に至る。ここから同県道をほぼ北西ないし北に進み、木地橋で名荷谷川に出る。ここから同川右岸を上流に進み、民有林と国有林との境界に至る。ここから同境界の稜線をほぼ西に進み、笠取山三角点(1,562.0メートル)で同町と喜多郡内子町との境界に至り、ここから同境界をほぼ北東ないし北西に進み、大川嶺三角点(1,525.0メートル)で旧柳谷村と旧美川村と内子町との境界の交点に至り、ここから旧柳谷村と旧美川村との境界をほぼ東に進み、国道33号に出る。ここから同国道をほぼ南に進み、龍宮大橋北端に至る。ここから同橋を南に進み、町道落出黒川線との交点に至る。ここから同町道を西に進み、起点に至る線に囲まれた区域のうち、西谷鳥獣保護区の区域を除いた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>上須戒休 獵区</p>	<p>旧大洲市と旧喜多郡長浜町との境界と県道長浜中村線との交点を起点とし、ここから同県道を南東ないし南西に進み、県道榑生大洲線との交点に至る。ここから同県道を北ないし西に進み、県道瀬田八多喜停車場線との交点に至る。ここから同県道をほぼ南西に進み、同市と八幡浜市との境界に至り、ここから同境界をほぼ北西に進み、金山出石寺鳥獣保護区界に至る。ここから同区界を北に進み、旧大洲市と旧長浜町との境界に至り、ここから同境界を北東に進み、牛の峰三角点(661.0メートル)を経て、更に同境界を北に進み、藤が峠に至る。ここから同境界をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
<p>桶小屋休 獵区</p>	<p>喜多郡内子町と上浮穴郡久万高原町との境界にある大川嶺三角点(1,525.0メートル)を起点とし、ここから同境界を南に進み、黒川に出る。ここから同川左岸を上流に進み、旧上浮穴郡小田町淵首で小田深山鳥獣保護区界に至る。ここから同区界を北西に進み、雨霧山三角点(1,254.8メートル)に至る。ここから国有林と民有林との境界を北東に進み、内子町と久万高原町との境界に至り、ここから同境界をほぼ北東に進み、狼ヶ城山三角点(1,379.6メートル)を経て、更に同境界を南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>明石・倉 谷休獵区</p>	<p>西予市宇和町稲生の県道宇和野村線の新道義橋東端を起点とし、ここから岩瀬川左岸を上流に進み、県道鳥坂宇和線との交点に至り、ここから同県道を北に進み、北町橋で瀬戸川に出る。ここから同川左岸を上流に進み、羽子の木峠に至る谷に至り、ここから同谷を東に進み、同町と同市野村町との境界に至る。ここから同境界をほぼ南東に進み、県道宇和野村線に出て、同県道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
<p>村前休獵 区</p>	<p>旧喜多郡内子町と旧喜多郡五十崎町との境界と県道脇川公園線との交点を起点とし、ここから同県道を北に進み、国道56号に出る。ここから同国道をほぼ北に進み、国道379号との交点に至り、ここから同国道をほぼ北東に進み、県道池田中山線との交点に至る。ここから同県道をほぼ南東に進み、県道坊屋敷小田線との交点に至り、同県道を南東ないし南西に進み、旧内子町と旧五十崎町との境界に至る。ここから同境界をほぼ西に進み、起点に至る線に</p>	<p>同 上</p>	<p>深山休獵 区</p>	<p>西予市野村町野村の町道野村ダム袖山線と国道441号との交点を起点とし、ここから同国道をほぼ北東ないし南東に進み、同町と同市城川町との境界に至る。ここから同境界を南に進み、西予市と北宇和郡鬼北町との境界に至る。ここから同境界を西ないし南西に進み、西予市と鬼北町と宇和島市との境界の交点に至る。ここから西予市と宇和島市との境界を西に進み、西予市野村町と同市宇和町との境界に至る。ここから同境界を北に進み、野村ダム周辺鳥獣保護区界に至り、ここから同区界を北ないし北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
			<p>焼棟峠休 獵区</p>	<p>西予市城川町と同市野村町との境界と県道大茅辰ノ口線との交点を起点とし、ここから同境界を北ないし東に進み、焼棟峠を経て、更に同境界を北東に進み、林道雨包線に出る。ここから同林道をほぼ東ないし南東に進み、同県道に出て、同県道を西ないし南西に</p>	<p>同 上</p>

	進み、起点に至る線に囲まれた区域				
三瓶休猟区	西予市三瓶町安土の市道安土1号線と国道378号との交点を起点とし、ここから同国道を北東に進み、県道宇和三瓶線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南東ないし北東に進み、同町と同市宇和町との境界に至り、ここから同境界をほぼ南に進み、三瓶町と宇和町と同市明浜町との境界の交点に至る。ここから三瓶町と明浜町との境界をほぼ南西ないし西に進み、海岸線に出て、その海岸線を北ないし北東に進み、下泊を経て、更にその海岸線をほぼ北東ないし東に進み、皆江を経て、更にその海岸線を北ないし東に進み、葦貫及び有太刀を経て、更にその海岸線をほぼ西ないし北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上			み、旧同郡一本松町と旧同郡城辺町との境界に至り、ここから同境界をほぼ北西ないし北東に進み、三森三角点(866.7メートル)を経て、更に同境界を北西に進み、愛南町と宇和島市との境界に至る。ここから同境界を北東に進み、瀬戸黒森三角点(976.4メートル)を経て、更に同境界を南東に進み、篠山三角点(1,064.6メートル)で愛媛県と高知県との境界に至る。ここから同境界を南東ないし南に進み、起点に至る線に囲まれた区域
国遠休猟区	北宇和郡鬼北町大字清水下組の国道441号と県道小倉三間線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ南東に進み、国道320号に出て、同国道をほぼ南ないし南西に進み、町道新田豊永線との交点に至る。ここから同町道を北西ないし西に進み、市が成を経て、更に同町道を南西に進み、同国道に出て、同国道をほぼ北西に進み、町道出目本町線との交点に至る。ここから同町道を北西に進み、国道441号に出て、同国道を北西ないし北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上			
川上休猟区	旧北宇和郡広見町と旧北宇和郡日吉村との境界と国道320号との交点を起点とし、ここから同境界を南東に進み、丸畑三角点(665.3メートル)を経て、更に同境界を南西に進み、戸祇御前山三角点(946.1メートル)に至る。ここから同町延川部落に通じる山道を南西ないし北西に進み、町道長穂線に出て、同町道をほぼ北に進み、県道下鍵山松野線に出て、同県道を東に進み、町道小松延川線との交点に至る。ここから同町道を北に進み、延川橋北端で同国道に出て、同国道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同上			
藤が駄場休猟区	南宇和郡愛南町正木の篠川と板の川との合流点を起点とし、ここから篠川右岸を上流に進み、国有林篠山77林班と民有林との境界に至り、ここから同境界をほぼ西に進み、藤が駄場三角点(445.1メートル)に至る。ここから羽子山に向かって稜線をほぼ南西に進	同上			

○愛媛県告示第1179号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第1項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定する。

平成23年10月7日

愛媛県知事 中村時広

区 域	存続期間	捕獲等を行うことができる特定鳥獣の種類
四国中央市市内の東山休猟区の全域	平成23年11月1日から平成24年3月31日まで	イノシシ
四国中央市市内の辺地床休猟区の全域	同上	同上
四国中央市市内の三角寺休猟区の全域	同上	同上
新居浜市市内の中村・菽生休猟区の全域	同上	同上
西条市市内の中之池休猟区の全域	同上	同上
西条市市内の吉岡休猟区の全域	同上	同上
西条市市内の明河休猟区の全域	同上	同上
今治市市内の大島南休猟区の全域	同上	同上
伊予市市内の大久保休猟区の全域	同上	同上
上浮穴郡久万高原町市内の日野浦休猟区の全域	同上	同上
上浮穴郡久万高原町市内の柳井川休猟区の全域	同上	同上
喜多郡内子町市内の桶小屋休猟区の全域	同上	同上
喜多郡内子町市内の村前休猟区の全域	同上	同上

大洲市地内の上須戒休猟区の全域	同 上	同 上
西予市地内の明石・倉谷休猟区の全域	同 上	同 上
西予市地内の深山休猟区の全域	同 上	同 上
西予市地内の焼棟峠休猟区の全域	同 上	同 上
西予市地内の三瓶休猟区の全域	同 上	同 上
北宇和郡鬼北町地内の国遠休猟区の全域	同 上	イノシシ、ニホンジカ
北宇和郡鬼北町地内の川上休猟区の全域	同 上	同 上
南宇和郡愛南町地内の藤が駄場休猟区の全域	同 上	同 上

○愛媛県告示第1180号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成23年10月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	区 域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
垣生特定猟具使用禁止区域	新居浜市垣生四丁目の法泉寺前の市道弁財天ソノ坪線と市道沢津垣生線との交点を起点とし、ここから同市道を北ないし北西に進み、市道町南通り線との交点に至り、ここから同市道を北東に進み、市道浮島町線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、市道浮島川口線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、垣生漁港の海岸線に出る車道との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、その海岸線に出て、その海岸線を東に回り、平成橋西端で市道長岩高崎線との交点に至り、ここから同市道を南ないし南西に進み、市道弁財天ソノ坪線との交点に至り、ここから同市道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成23年11月1日から平成33年10月31日まで	銃 器
治良丸特定猟具使用禁止区域	新居浜市萩生の国道11号の黒岩橋西端を起点とし、ここから東川左岸を上流に進み、治良丸ダムえん堤西端で林道小味地線との交点に至り、ここから同林道を北に進み、市道萩生出口本線に出る。ここから同市道をほぼ北に進み、市道萩生出口支線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道萩	同 上	同 上

	生旦の上出口線との交点に至り、ここから同市道を西ないし北西に進み、市道萩生栗林線との交点に至る。ここから同市道をほぼ北に進み、同国道に出て、同国道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域		
保江池特定猟具使用禁止区域	今治市菊間町種4373、同市菊間町種4370及び同市菊間町種4368 - 1の区域一円	同 上	同 上
見近島特定猟具使用禁止区域	今治市宮窪町のうち、見近島の全域	同 上	同 上
岩谷特定猟具使用禁止区域	今治市菊間町種の国道196号の種橋西端を起点とし、ここから同国道を南西に進み、高田川に出て、同川右岸を下流に進み、海岸線に出て、その海岸線を東に回り、皆曲岬を経て、更にその海岸線を南東ないし北東に進み、種川河口に至り、ここから同川左岸を上流に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	同 上
砂塚特定猟具使用禁止区域	今治市大三島町野々江の県道大三島環状線と市道六の坂線との交点を起点とし、ここから同市道をほぼ南東ないし南に進み、市道南岡山線との交点に至り、ここから同市道を北西ないし西に進み、市道野々江大川線との交点に至る。ここから同市道をほぼ北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	同 上
勝岡・太山寺特定猟具使用禁止区域	松山市高浜町の石風呂特定猟具使用禁止区域（銃）界と県道松山港内宮線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ北東に進み、高浜特定猟具使用禁止区域（銃）界に至り、ここから同区界をほぼ北東ないし西に進み、同県道に出て、同県道を北ないし南東に進み、運転免許センター前を経て、更に同県道をほぼ南東に進み、市道和气229号線に至り、ここから同市道をほぼ南東に進み、市道和气95号線に至り、ここから同市道を南に進み、市道和气96号線に至り、ここから同市道を南に進み、国見峠特定猟具使用禁止区域（銃）界に至る。ここから同区域界をほぼ南西に進み、石風呂特定猟具使用禁止区域（銃）界に至る。ここから同区域界をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同 上	同 上

<p>今治谷 特定獵 具使用 禁止区 域</p>	<p>松山市福見川町の県道河中平井停車場線と同市指定天然記念物アカガシに通じる登山道との交点を起点とし、ここから稜線<sup>015</sup>を南東ないし南に進み、同市と東温市との境界に至り、ここから同境界をほぼ南西に進み、四国電力送電線（北松山線）下に至る。ここから同線下をほぼ北西に約350メートル進み、同県道に通じる稜線<sup>015</sup>に至り、ここから同稜線<sup>015</sup>をほぼ北に進み、同県道に出て、同県道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	<p>同川左岸を上流に約1,800メートル進み、小渓谷に至る。ここから山林内を権現山に向かって進み、同山山頂を経て旧美川村と旧柳谷村との境界に至る。ここから同境界を西ないし北西に進み、同県道を横断し、更に同境界を北西に約100メートル進み、山頂に至る。ここから通称美川嶺に通じる稜線<sup>015</sup>を北に進み、通称美川嶺を経て、更に同稜線<sup>015</sup>を北ないし北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>			
<p>重信川 中流域 特定獵 具使用 禁止区 域</p>	<p>東温市上村の市道牛淵上村線と県道伊予川内線との交点を起点とし、ここから同県道を西ないし北西に進み、県道松山東部環状線との交点に至る。ここから同県道を北に進み、久谷大橋を経て、更に同県道を北に進み、四国縦貫自動車道下に至る。ここから同自動車道下をほぼ東に進み、同市道との交点に至る。ここから同市道を南に進み、上村大橋を経て、更に同市道を南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	<p>神野久 特定獵 具使用 禁止区 域</p>	<p>西予市宇和町久枝の市道2級路線11号線と市道1級路線8号線との交点を起点とし、ここから同市道を東に進み、肱川に出る。ここから同川右岸を下流に進み、三島橋西端で県道344号線との交点に至り、ここから同県道を南西に進み、市道旧町地区336号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道旧町地区355号線との交点に至り、ここから同市道を南西に進み、孫惣池に至る。ここから同池岸を南西ないし北西に周回し、同池排水路に至る。ここから同排水路を北に進み、県道344号線に出て、同県道を西ないし南西に進み、林道基野伴野線に至る。ここから同林道を北東に進み、農道三倉宮線に下る山道との交点に至り、ここから同山道を東へ進み、用水路に至る。ここから同用水路を南東に進み、船川に出て、同川左岸を北東へ進み、市道旧町地区112号線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道旧町地区109号線との交点に至り、ここから同市道を東に進み、市道1級路線8号線との交点に至る。ここから同市道を東ないし北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>
<p>前松瀬 川特定 獵具使 用禁止 区域</p>	<p>東温市市場の県道松山川内線の川内橋南端を起点とし、ここから渋谷川左岸を上流に進み、市道西組鳥ノ子線との交点に至り、ここから同市道をほぼ東に進み、市道原線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北に進み、林道松瀬川小洪線との交点に至り、ここから同林道をほぼ北東に進み、小渋谷に至り、ここから同谷を北東に進み、四国電力送電線（重信線）下に至る。ここから同送電線下をほぼ南東に進み、仏生川に出て、同川右岸を下流に進み、本谷川との合流点に至り、ここから同川右岸を下流に進み、三軒家橋北端で県道湯谷口川内線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南西に進み、国道11号に出る。ここから同国道をほぼ西に進み、県道松山川内線との交点に至り、ここから同県道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>	<p>鬼北総 合公園 特定獵 具使用 禁止区 域</p>	<p>北宇和郡鬼北町芝の町道永野市豊岡線と町道工場前線との交点を起点とし、ここから同町道を北東ないし南東に進み、町道工場前支線との交点に至り、ここから同町道を東に進み、同町と同郡松野町との境界に至る山道との交点に至り、ここから同山道を南ないし南東に進み、同境界に至る。ここから同境界を西ないし南西に進み、町道永野市豊岡線に出て、同町道をほぼ北西ないし北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>
<p>美川ス キー場 特定獵 具使用 禁止区 域</p>	<p>上浮穴郡久万高原町日野浦の御山三角点（1,160.9メートル）を起点とし、ここから稜線<sup>015</sup>を東に約800メートル進み、林道大谷線に出る。ここから同林道を南西に進み、県道柳谷美川線に出て、同県道を南東ないし北東に進み、広域基幹林道西谷日野浦線との交点に至る。ここから同林道を南西に進み、三国橋北端で大谷川に出る。ここから</p>	<p>同 上</p>	<p>同 上</p>				

○愛媛県告示第1181号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成23年10月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810101976	株式会社ぐっどらいふ	松山市山西町901番地1	池 内 洋	居宅介護	株式会社ぐっどらいふ	松山市山西町901番地1	平成23年 9月1日
3810101976	株式会社ぐっどらいふ	松山市山西町901番地1	池 内 洋	重度訪問介護	株式会社ぐっどらいふ	松山市山西町901番地1	平成23年 9月1日
3810101984	NPO法人ほっとねっと	松山市小坂二丁目2番20号	屋 宮 康 紀	就労継続支援B型	就労継続B型事業所口笛	松山市西石井一丁目9番31号西岡プラザ306号	平成23年 9月1日
3810101992	エンドレス・サマークラブ株式会社	松山市和田甲378番地68	川 口 寛 之	居宅介護	訪問介護和田	松山市和田甲378番地68	平成23年 9月1日
3810101992	エンドレス・サマークラブ株式会社	松山市和田甲378番地68	川 口 寛 之	重度訪問介護	訪問介護和田	松山市和田甲378番地68	平成23年 9月1日
3810200406	NPO法人すくらむハート	今治市別宮町8丁目1-55	渡 部 雄 一 郎	就労移行支援	多機能型事業所すくらむハート	今治市町谷字イカリ甲247番1	平成23年 9月1日
3810200406	NPO法人すくらむハート	今治市別宮町8丁目1-55	渡 部 雄 一 郎	就労継続支援B型	多機能型事業所すくらむハート	今治市町谷字イカリ甲247番1	平成23年 9月1日
3810600381	株式会社絆	西条市明屋敷363-1	秋 山 真 澄	居宅介護	ヘルパーステーション絆	西条市中西404-1	平成23年 9月1日
3810600381	株式会社絆	西条市明屋敷363-1	秋 山 真 澄	重度訪問介護	ヘルパーステーション絆	西条市中西404-1	平成23年 9月1日
3810600381	株式会社絆	西条市明屋敷363-1	秋 山 真 澄	行動援護	ヘルパーステーション絆	西条市中西404-1	平成23年 9月1日
3810102008	株式会社よつば介護事業所	松山市下伊台町乙981番地15	中 谷 祐 子	居宅介護	株式会社よつば介護事業所	松山市下伊台町乙981番地15	平成23年 9月5日
3810102008	株式会社よつば介護事業所	松山市下伊台町乙981番地15	中 谷 祐 子	重度訪問介護	株式会社よつば介護事業所	松山市下伊台町乙981番地15	平成23年 9月5日

○愛媛県告示第1182号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成23年10月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所			届 出 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変 更 前	変 更 後	
3820500068	社会福祉法人新居浜愛育会	新居浜市大生院1686番地	村 上 秀 貴	共同生活援助	グループホームなすな寮	新居浜市大生院8-2	新居浜市大生院1358番地の4	平成23年 6月14日
3810400188	医療法人青峰会	八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	上 村 神 一 郎	就労移行支援	多機能型事業所KOHOLA	八幡浜市五反田1番耕地76番地3	西市宇和町卯之町5丁目234番地	平成23年 9月1日

○愛媛県告示第1183号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成23年10月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		届 出 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810101190	セントケア愛媛株式会社	松山市馬木町2167番地	長谷川 章 公	居宅介護	セントケア松山	松山市馬木町2167番地	平成23年 9月30日

3810101190	セントケア愛媛株式会社	松山市馬木町2167番地	長谷川 章 公	重度訪問介護	セントケア松山	松山市馬木町2167番地	平成23年 9月30日
------------	-------------	--------------	---------	--------	---------	--------------	----------------

○愛媛県告示第1184号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定相談支援事業者から次のとおり指定相談支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成23年10月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指 定 相 談 支 援 事 業 者			指 定 相 談 支 援 事 業 所				届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名	名 称		所 在 地		
				変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	
3830500041	社会福祉法人わかば会	新居浜市船木甲74 1-1	久米 浩	知的障害者生活支 援センターくすの き	支援センターくす のき	新居浜市萩生1834 番地1	新居浜市泉池町8 -40	平成23年 4月1日

○愛媛県告示第1185号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、西予市宇和町地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成23年10月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・東宇和西部地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間  
平成23年10月11日から平成23年11月8日まで
- 縦覧場所  
西予市役所本庁

○愛媛県告示第1186号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年10月7日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
23中局建（開）第31号 平成23年9月29日	伊予郡松前町大字中川原字新田377番1	伊予郡松前町大字中川原295番地5 加 藤 剛 文

○愛媛県告示第1187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年10月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市長浜町沖浦丙2192番3地先から 同町沖浦丙2191番1地先まで	旧	メートル 0.0~0.0	キロメートル 0.000	
			新	7.6~10.9	0.110	
"	"	大洲市長浜町沖浦丙2190番1地先から 同町沖浦丙2015番1地先まで	旧	3.8~6.5	0.190	
			新	8.0~23.8	0.190	

○愛媛県告示第1188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年10月7日



愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹字城山乙300番11から 同町大竹字城山甲351番2まで	旧	メートル 4 2～10 4	キロメートル 0.042	
			新	23 3～33 3	0.042	

○愛媛県告示第1189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年10月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹字城山乙300番11から 同町大竹字城山甲351番2まで	平成23年10月7日

○愛媛県告示第1190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年10月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市松尾31番8から 同市松尾19番7まで	平成23年10月7日

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年10月7日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
医療機器の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
シンチレーションカメラシステム 1式
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
平成24年3月16日から平成30年3月15日まで
- (5) 借入場所  
愛媛県今治市石井町四丁目5の5  
愛媛県立今治病院
- (6) 入札方法  
ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請

負等編）8(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件貸借の仕様の策定に直接関与していない者であること。

(5) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

### 3 入札書の提出方法等

#### (1) 提出書類及び入札書の提出方法

電子入札システムによる。

#### (2) 契約条項及び入札説明書の掲載場所

愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。

<http://ebid.pref.ehime.jp/ppi.html>

#### (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限

平成23年10月31日（月）午後5時00分まで。

#### (4) 入札書の受領期限

電子入札システムによる場合は、平成23年11月18日（金）から平成23年11月21日（月）までの電子入札システム稼働時間中（午前9時00分から午後8時00分まで（ただし、11月21日は午後5時00分まで））。

紙入札による場合は、平成23年11月21日（月）午後5時00分まで。

#### (5) 開札の日時及び場所

平成23年11月22日（火）午後2時00分

愛媛県公営企業管理局会議室（愛媛県庁第二別館2階）

#### (6) 問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2794

### 4 その他

#### (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

#### (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成23年10月31日（月）午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

#### (5) 契約書作成の要否

要

#### (6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

#### (7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

#### (8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(6)に掲げる場所に提出すること。

#### (9) その他

詳細は、入札説明書による。

### 5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: Scintillation Camera System , 1 set

(2) Time limit of tender: 5:00 p.m. , 21 November 2011

(3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2794